

『民法入門』正誤表

『民法入門』に誤りがございました。

お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正いたします。

該当箇所	正	誤
51頁下から3行目	(本を「直接手に取って」読む)を	(本を「直接手に取って」読む)を
113頁下から3行目	Sがそれ以前にAに代金を支払っていた場合、	Sがそれ以前にBに代金を支払っていた場合、
125頁下から3行目	(本章8)	(本章6)
128頁9行目	提供すべきである	提供すべきある
129頁10行目	(587条参照)	(587条、593条など参照)
137頁15行目	有償契約と無償契約、	有償契約と片務契約、
138頁7行目	使用貸借は片務、無償、諾成契約であり、消費貸借は片務、無償、要物契約である。	使用貸借と消費貸借は片務、無償、要物契約である。
138頁17行目	委任、寄託は片務、無償、諾成契約である。	委任は片務、無償、諾成契約で、寄託契約は片務、無償、要物契約である。
140頁2行目	(7章参照)	(8章参照)
144頁6行目	(607条の2、608条)	(607条、608条)
175頁下から3行目	民法772条	民法722条
176頁4行目	民法772条	民法772
177頁5行目	(772条)	(722条)
179頁12行目	(876条の4、876条の9)	(876条の4、876条の10)
182頁4行目	(887条2項)	(民877条2項)